



新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。アメリカでは、トランプ政権が誕生し、波乱の1年とも言われておりますが、どうなることでしょうか。メディアに倣って本年の経済情勢を予測してみたいと思います。

イギリスはユーロ離脱により難民リスクが遮断され、比較的安定した国内情勢となるでしょう。ポンド安は解消されます。ユーロは、ドイツの指導力が著しく低下し、D銀行の信用不安が再燃し、ユーロ安に。ユーロ崩壊の始まりの年になります。アメリカは雇用拡大策により実体経済が順調に回復するとともに、金融諸制度の緩和により強欲金融資本主義が復活。我が世の春を謳歌し、ドル高となる。日本は長い間蓄積していた技術力により競争力を回復し、堅調に推移する。

大手メディアも大抵外すので、気楽に書いてみましたが、皆様の予測はいかがでしょうか。

I. 最新情報（2016年12月1日～2016年12月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2016年 12月15日	意見 聴取	「監査法人の組織 的な運営に関する 原則」(監査法人 のガバナンス・コ ード)(案)の公 表について	「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」(座長 関 哲夫 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役)では、 標記(案)を別紙のとおり取りまとめ、広く意見を聴取すること となりました。	意見募集は平成 29年1月31 日まで、詳しく は金融庁総務企 画局企業開示課 まで

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

『法人税、住民税及び事業税に関する会計基準（案）』

平成28年11月4日企業会計基準委員会より、『法人税、住民税及び事業税に関する会計基準（案）』（公開草案）が公表されました。要約は以下の通りですが、従来の税金の会計処理及び開示に関する部分について、基本的にその内容を踏襲した上で表現の見直しや考え方の整理等を行っておりますが、実質的な変更はありません。従って本会計基準は、公表日以降適用され、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更には該当しないこととされています。

1 当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税

- ① 損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に
- ② 事業税の付加価値割、資本割は販売費及び一般管理費として表示
- ③ 法人税、住民税及び事業税のうち納付されていない額は未払法人税等として表示
- ④ 中間納付額が多く、還付されるとき、受領されていない金額は未収還付法人税等として表示

2 受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税

- ① 税額控除できない部分は営業外費用として表示
- ② 重要性がない場合は、法人税、住民税及び事業税に含めて表示することが出来る

3. 外国法人税

- ①外税控除を受けない部分で、利益に関する金額を課税標準とする税額は、法人税、住民税及び事業税に含めて表示
- ②それ以外は、内容に応じて、損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費または営業外費用として表示

4. 更正等による追徴及び還付

- ①法人税、住民税及び事業税の更正等による追徴税額及び還付税額は、法人税、住民税及び事業税の次にその内容を示す科目をもって表示。重要性が乏しい場合は法人税、住民税及び事業税に含めて表示することができる。
- ②事業税（付加価値割及び資本割）は損益計算書の販売費及び一般管理費として表示
- ③追徴税額のうち納付されていない税額は、未払法人税等に含めて表示
- ④還付税額のうち受領されていない税額は、未収還付法人税等に含めて表示

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703